

I 介護予防サービスコード
1 介護予防訪問介護サービスコード表

サービスコード		サービス内容略称	算定項目		合成 単位数	算定 単位
種類	項目					
61	1111	予防訪問介護Ⅰ	イ 介護予防訪問介護費(Ⅰ) 要支援1・2 1,168 単位	介護職員初任者研修課程を修了したサービス提供責任者を配置している場合 × 70%	1,168	1月につき
61	1113	予防訪問介護Ⅰ・初任		事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合 × 90%	818	
61	1114	予防訪問介護Ⅰ・同一			1,051	
61	1115	予防訪問介護Ⅰ・初任・同一		介護職員初任者研修課程を修了したサービス提供責任者を配置している場合 × 70%	736	
61	1211	予防訪問介護Ⅱ	ロ 介護予防訪問介護費(Ⅱ) 要支援1・2 2,335 単位	介護職員初任者研修課程を修了したサービス提供責任者を配置している場合 × 70%	2,335	
61	1213	予防訪問介護Ⅱ・初任		事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合 × 90%	1,635	
61	1214	予防訪問介護Ⅱ・同一			2,102	
61	1215	予防訪問介護Ⅱ・初任・同一		介護職員初任者研修課程を修了したサービス提供責任者を配置している場合 × 70%	1,472	
61	1321	予防訪問介護Ⅲ	ハ 介護予防訪問介護費(Ⅲ) 要支援2 3,704 単位	介護職員初任者研修課程を修了したサービス提供責任者を配置している場合 × 70%	3,704	
61	1323	予防訪問介護Ⅲ・初任		事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合 × 90%	2,593	
61	1324	予防訪問介護Ⅲ・同一			3,334	
61	1325	予防訪問介護Ⅲ・初任・同一		介護職員初任者研修課程を修了したサービス提供責任者を配置している場合 × 70%	2,334	
61	8000	予防特別地域訪問介護加算	特別地域介護予防訪問介護加算 所定単位数の 15% 加算			
61	8100	予防訪問介護小規模事業所加算	中山間地域等における小規模事業所加算 所定単位数の 10% 加算			
61	8110	予防訪問介護中山間地域等提供加算	中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算 所定単位数の 5% 加算			
61	4001	予防訪問介護初回加算	ニ 初回加算 200 単位加算		200	
61	4002	予防訪問介護生活機能向上加算	ホ 生活機能向上連携加算 100 単位加算		100	
61	6269	予防訪問介護処遇改善加算Ⅰ	ヘ 介護職員処遇改善加算	(1)介護職員処遇改善加算(Ⅰ) 所定単位数の 137/1000 加算		
61	6270	予防訪問介護処遇改善加算Ⅱ		(2)介護職員処遇改善加算(Ⅱ) 所定単位数の 100/1000 加算		
61	6271	予防訪問介護処遇改善加算Ⅲ		(3)介護職員処遇改善加算(Ⅲ) 所定単位数の 55/1000 加算		
61	6273	予防訪問介護処遇改善加算Ⅳ		(4)介護職員処遇改善加算(Ⅳ) (3)で算定した単位数の 90% 加算		
61	6275	予防訪問介護処遇改善加算Ⅴ		(5)介護職員処遇改善加算(Ⅴ) (3)で算定した単位数の 80% 加算		

契約期間が1月に満たない場合(日割計算用サービスコード)

サービスコード		サービス内容略称	算定項目		合成 単位数	算定 単位	
種類	項目						
61	2111	予防訪問介護Ⅰ・日割	イ 介護予防訪問介護費(Ⅰ) 要支援1・2 1,168 単位	介護職員初任者研修課程を修了したサービス提供責任者を配置している場合 70%	日割計算の場合 ÷ 30.4 日	1日につき	
61	2113	予防訪問介護Ⅰ・初任・日割		事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合 × 90%			38
61	2114	予防訪問介護Ⅰ・同一・日割					27
61	2115	予防訪問介護Ⅰ・初任・同一・日割		介護職員初任者研修課程を修了したサービス提供責任者を配置している場合 70%			35
61	2211	予防訪問介護Ⅱ・日割	ロ 介護予防訪問介護費(Ⅱ) 要支援1・2 2,335 単位	介護職員初任者研修課程を修了したサービス提供責任者を配置している場合 70%			
61	2213	予防訪問介護Ⅱ・初任・日割		事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合 × 90%			24
61	2214	予防訪問介護Ⅱ・同一・日割					77
61	2215	予防訪問介護Ⅱ・初任・同一・日割		介護職員初任者研修課程を修了したサービス提供責任者を配置している場合 70%			54
61	2321	予防訪問介護Ⅲ・日割	ハ 介護予防訪問介護費(Ⅲ) 要支援2 3,704 単位	介護職員初任者研修課程を修了したサービス提供責任者を配置している場合 70%			
61	2323	予防訪問介護Ⅲ・初任・日割		事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合 × 90%			69
61	2324	予防訪問介護Ⅲ・同一・日割					48
61	2325	予防訪問介護Ⅲ・初任・同一・日割		介護職員初任者研修課程を修了したサービス提供責任者を配置している場合 70%			122
61	8001	予防特別地域訪問介護加算日割	特別地域介護予防訪問介護加算 所定単位数の 15% 加算				
61	8101	予防訪問介護小規模事業所加算日割	中山間地域等における小規模事業所加算 所定単位数の 10% 加算				
61	8111	予防訪問介護中山間地域等加算日割	中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算 所定単位数の 5% 加算				